

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(立地促進事業)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 別表対象事業の欄に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの及び国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人が行うものを除く。以下同じ。）

(2) 前号に掲げる事業を業とする者の事務所において行う事業（市町長の申出に基づき知事が定める区域において行うものを除く。）

(3) 第1号に掲げる事業に準ずるものとして知事が別に定める事業

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める立地促進事業は、次に掲げる製品（設備を含み、これらの製造に用いる主要な原材料、部品及び装置を含む。以下この項において同じ。）の開発又は製造を行う事業であって、技術革新の進展に即応した高度な技術を活用し、かつ、持続的な成長が見込まれるものとして知事が認めるものとする。

(1) 水素の製造、輸送、供給及び利用に関する製品

(2) 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）による発電のための製品

(3) 廃プラスチックのリサイクルのための製品

(4) 蓄電池

(5) 航空機

(6) ロボット

(7) 医薬品

(8) 医療機器

(9) 半導体集積回路

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に認める製品

(基本指針の公表)

第3条 条例第3条第3項の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(投資促進地域の公表)

第4条 条例第5条第2項の規定による公表については、前条の規定を準用する。

(事業税の不均一課税の対象となる立地促進事業)

第5条 重点立地促進事業及びサプライチェーン対策事業に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 立地促進事業が第2条第1項第1号に掲げる事業である場合にあっては、当該立地促進事業の用に供する資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。第3項第2号ア及び第7条第4項第2号アにおいて同じ。)を取得するために、第10条第1項の規定による確認申請書を提出した日(以下「確認申請書提出日」という。)

以後に2億円(当該立地促進事業を行う法人が中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者をいい、次に掲げる法人を除く。次号及び第7条第2項第1号において同じ。)である場合にあっては、5千万円)以上の支出をしたものであること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業者(中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者以外の法人をいう。イ及びウにおいて同じ。)が所有している法人

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業者が所有している法人

ウ 役員(会社法(平成17年法律第86号)第329条第1項に規定する役員をいう。以下このウにおいて同じ。)の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は従業員である法人

(2) 立地促進事業を行う法人の事業年度終了の日において、第4号ア又はイに規定する建築物の敷地である土地を含む一団の土地に存する建築物において当該立地促進事業に従事する次に掲げる従業員(雇用期間の定めがなく継続して雇用された者であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。以下この条及び第7条において同じ。)の数が10人(当該立地促進事業を行う法人が中小企業者である場合にあっては、5人。以下この項及び次項において同じ。)以上であり、かつ、当該一団の土地に存する建築物において当該立地促進事業に従事する従業員の総数が、確認申請書提出日における当該従業員の総数に10人を加えた数以上であること。

ア 立地促進事業が第2条第1項第1号に掲げる事業である場合にあっては、確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者（県内に住所を有するものに限る。）又は配置転換により新たに県内に住所を定めた従業員（第7条第2項第1号アにおいて「県内居住新規従業員」と総称する。）

イ 立地促進事業が第2条第1項第2号又は第3号に掲げる事業である場合にあっては、確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者又は新たに県内に配置転換された従業員（次項第3号及び第7条において「新規従業員」と総称する。）

(3) 立地促進事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、当該法人の事業年度終了の日において当該統廃合に係る全ての県内の事業所に従業する従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての県内の事業所に従業する従業員の総数に10人を加えた数以上であること。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和5年4月1日（投資促進地域内における立地促進事業にあっては、当該投資促進地域の条例第5条第2項の公表の日。イ及び第7条第2項第3号において同じ。）以後に県内（投資促進地域内における立地促進事業にあっては、当該投資促進地域内）に存する建築物又は土地に関する権原を取得し、及びその取得の日の翌日から起算して1年（当該権原を取得した者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年。以下このア及び同号アにおいて同じ。）以内に当該建築物において立地促進事業を開始すること又は当該1年以内に改修の工事に着手した当該建築物若しくは当該土地に新たに建築する建築物（当該1年以内に建築の工事に着手したものに限る。）において立地促進事業を開始すること。

イ 令和5年3月31日以前に県内で事業活動を開始した法人（以下このイ及び第4項第1号イ（イ）において「既存法人」という。）が、県内（投資促進地域内における立地促進事業にあっては、当該投資促進地域内）の既存敷地（既存法人が同日以前に権原を取得した土地をいう。同号イ（イ）において同じ。）内にある次に掲げる建築物において立地促進事業を開始すること。

(ア) 令和5年4月1日以後に、新たに建築し、増築し、又は改築した建築物

(イ) 令和5年4月1日以後に、立地促進事業の用に供する設備（所得税法施行令第6条第3号に規定する機械及び装置をいう。第7条第2項第3号イ（イ）において同じ。）を新設し、又は増設した建築物

2 本社機能立地事業に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、既成都市区域（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域をいう。以下この項及び第7条第3項において同じ。）又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる区域をその区域に含む都道府県の区域、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域又は県内（第7条第3項第1号アにおいて「三大都市圏等」と総称する。）に本社機能（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1号イからへまでに掲げる部門が担う機能をいう。以下この項及び第7条第3項において同じ。）の全部又は一部を担う事業所（以下この項及び第7条第3項において「本社事業所」という。）がある法人で、次の（ア）又は（イ）のいずれかを行うものであること。

（ア）県内に本社事業所を移転すること（県内の既成都市区域外から県内の既成都市区域内へ移転する場合を除く。）。

（イ）県内で本社事業所を新增設すること（県内の既成都市区域外に本社事業所がある法人が県内の既成都市区域内で新增設する場合を除く。）。

イ 本社事業所が国内にない外国企業等（外国企業（外国の法令に基づいて設立された法人をいう。以下このイにおいて同じ。）又は外資系企業（我が国の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。）をいう。以下同じ。）で、次の（ア）又は（イ）のいずれかを行うものであること。

（ア）県内に本社事業所を移転すること。

（イ）県内で本社事業所を新增設すること。

(2) 前号ア又はイに掲げる法人の事業年度終了の日において、移転され、又は新增設された本社事業所（次号及び第7条第3項において「新本社事業所」という。）に従業する本社機能を担う従業員の数が10人以上であること。

(3) 県内（既成都市区域に限る。）に本社事業所がある法人が既成都市区域内に新本社事業所を整備する場合又は県内（既成都市区域を除く。）に本社事業所がある法人が既成都市区域外に新本社事業所を整備する場合にあっては、当該法人の事業年度終了の日において、当該新本社

事業所に従業する本社機能を担う新規従業員の数が10人以上であること。

(4) 前項第4号に該当すること。

3 試験研究施設立地事業に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 第1項第1号から第4号までのいずれにも該当すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 立地促進事業の用に供する資産を取得するために確認申請書提出日以後に支出をした額のうち、試験研究の用に供する資産を取得するために支出をした額の割合が、5分の1以上であること。

イ 立地促進事業に係る施設のうち、試験研究の用に供する部分の床面積が当該施設の床面積の5分の1以上であること。

(3) 立地促進事業を行う法人の事業年度終了の日において、当該立地促進事業に係る施設において試験研究に従事する従業員の数が当該立地促進事業に従事する従業員の数の5分の1以上であること。

4 重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業及びサプライチェーン対策事業（第7条第5項において「重点立地促進事業等」という。）以外の立地促進事業に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる事業 次のいずれにも該当すること。

ア 第1項第1号から第3号までのいずれにも該当すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 第1項第4号アに該当すること。

(イ) 既存法人が、県内（投資促進地域内における立地促進事業にあつては、当該投資促進地域内）の既存敷地内にある第1項第4号イ（ア）又は（イ）に掲げる建築物において立地促進事業（新展開事業（県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業又は製造方法若しくは製造工程を大きく転換する等当該事業と同等であると知事が認める事業をいう。）に該当するものに限る。）を開始すること。

(2) 第2条第1項第2号又は第3号に掲げる事業 第1項第2号から第4号までのいずれにも該当すること。

(事業税の課税標準)

第6条 条例第6条第1項の規則で定めるところにより計算した額は、次に定める算式によって計算した額とする。

県が当該法人に対して課する事業税の各事業年度の課税標準となるべき付加価値額、資本金等の額若しくは所得金額又は収入金額	×	立地促進事業を行う事業所において当該立地促進事業に従事する従業者の数から、確認申請書提出日において当該立地促進事業を行う事業所（当該立地促進事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、当該統廃合に係る全ての事業所）に従事していた者であって、当該事業所において当該立地促進事業に従事する従業者の数を減じて得た数
<hr style="width: 50%; margin: auto;"/>		
当該法人が県内に有する事業所に従業する従業者の数		

2 前項の従業者の数は、同項の立地促進事業を行う法人の事業年度終了の日現在における数とする。

(立地促進事業施設)

第7条 条例第7条第1項に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設であって、次項から第5項までに規定する要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる事業 別表対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設

(2) 第2条第1項第2号又は第3号に掲げる事業 事務所

2 重点立地促進事業及びサプライチェーン対策事業に係る前項に規定する要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 立地促進事業を開始する日において、第3号ア又はイに規定する建築物の敷地である土地を含む一団の土地に存する建築物において当該立地促進事業に従事する次に掲げる従業員の数が10人（当該立地促進事業を行う者が中小企業者又は個人である場合にあっては、5人。以下この項及び次項において同じ。）以上であり、かつ、当該一団の土地に存する建築物において当該立地促進事業に従事する従業員の総数が、確認申請書提出日における当該従業員の総数に10人を加えた数以上であること。

ア 立地促進事業が第2条第1項第1号に掲げる事業である場合にあっては、県内居住新規従業員

イ 立地促進事業が第2条第1項第2号又は第3号に掲げる事業である場合にあっては、新規従業員

(2) 立地促進事業が当該立地促進事業を行う者の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、当該立地促進事業を開始する日において当該統廃合に係る全ての県内の事業所に従業する従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての県内の事業所に従業する従業員の総数に10人を加えた数以上であること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和5年4月1日以後に県内（投資促進地域内における立地促進事業にあっては、当該投資促進地域内）に存する建築物又は土地に関する権原を取得し、及びその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該建築物において立地促進事業を開始すること又は当該1年以内に改修の工事に着手した当該建築物若しくは当該土地に新たに建築する建築物（当該1年以内に建築の工事に着手したものに限る。）において立地促進事業を開始すること。

イ 令和5年3月31日以前に県内で事業活動を開始した者が、県内（投資促進地域内における立地促進事業にあっては、当該投資促進地域内）の当該者が同日以前に権原を取得した土地内にある次に掲げる建築物において立地促進事業を開始すること。

(ア) 令和5年4月1日以後に、新たに建築し、増築し、又は改築した建築物

(イ) 令和5年4月1日以後に、立地促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した建築物

3 本社機能立地事業に係る第1項に規定する要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 三大都市圏等に本社事業所がある者で、次の(ア)又は(イ)のいずれかを行うものであること。

(ア) 県内に本社事業所を移転すること（県内の既成都市区域外から県内の既成都市区域内へ移転する場合を除く。）。

(イ) 県内で本社事業所を新增設すること（県内の既成都市区域外に本社事業所がある者が県内の既成都市区域内で新增設する場合を除く。）。

イ 本社事業所が国内にない外国企業等で、次の(ア)又は(イ)のいずれかを行うものであること。

(ア) 県内に本社事業所を移転すること。

(イ) 県内で本社事業所を新增設すること。

(2) 立地促進事業を開始する日において、新本社事業所に従業する本社機能を担う従業員の数が10人以上であること。

(3) 県内（既成都市区域に限る。）に本社事業所がある者が既成都市区域内に新本社事業所を整備する場合又は県内（既成都市区域を除く。）に本社事業所がある者が既成都市区域外に新本社事業所を整備する場合にあっては、立地促進事業を開始する日において、当該新本社事業所に従業する本社機能を担う新規従業員の数が10人以上であること。

(4) 前項第3号に該当すること。

4 試験研究施設立地事業に係る第1項に規定する要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 第2項第1号から第3号までのいずれにも該当すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 立地促進事業の用に供する資産を取得するために確認申請書提出日以後に支出をした額のうち、試験研究の用に供する資産を取得するために支出をした額の割合が、5分の1以上であること。

イ 立地促進事業に係る施設のうち、試験研究の用に供する部分の床面積が当該施設の床面積の5分の1以上であること。

(3) 立地促進事業を開始する日において、当該立地促進事業に係る施設において試験研究に従事する従業員の数が当該立地促進事業に従事する従業員の数の5分の1以上であること。

5 重点立地促進事業等以外の立地促進事業に係る第1項に規定する要件は、第2項第1号から第3号までのいずれにも該当することとする。

(立地促進事業家屋の敷地である土地の範囲)

第8条 条例第7条第1項に規定する家屋（立地促進事業施設の用に供する部分に限る。）の敷地である土地は、当該家屋の垂直投影部分の土地（当該家屋と一体的に使用される土地を含む。）とする。

(不動産取得税の不均一課税における調整)

第9条 立地促進事業家屋又は立地促進事業家屋の敷地である土地（以下この条において「立地促進事業家屋用土地」という。）を取得した者が、同一の立地促進事業を行うために当該立地促進事業家屋又は立地促進事業家屋用土地を取得した日から令和10年3月31日までの間に、当該立地促進事業家屋用土地の境界から400メートル以内の土地において立地促進事業家屋を取得した場合又は当該土地を立地促進事業家屋用土地として取得した場合においては、その前後の取得における立地促進事業家屋又は立地促進事業家屋用土地の取得をもって1戸の立地促進事業家屋又はその立地促進事業家屋用土地の取得とみなして、条例第7条第1項の規定を適用する。

(事業税又は不動産取得税の不均一課税の申請)

第10条 条例第6条第1項の規定による事業税の不均一課税又は条例第7条第1項の規定による不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した確認申請書を知事に提出し、行おうとする事業が立地促進事業に該当するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 申請者が行おうとする事業の内容及び開始時期
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の規定による確認を受けた者は、条例第6条第1項の規定による事業税の不均一課税を受けようとするときは、兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下この項において「県税条例」という。）第36条第1項各号に規定する申告期限又は地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書を提出すべき日までに事業税不均一課税申請書（様式第1号）を、条例第7条第1項の規定による不動産取得税の不均一課税を受けようとするときは、県税条例第53条本文に規定する申告期限までに不動産取得税不均一課税申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(知事の権限の委任)

第11条 条例第9条の規定による申請書の受理に関する知事の権限は、県民局長（県民センターにあっては、県民センター長。以下同じ。）に委任する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 条例附則第3項又は第4項の規定により令和10年3月31日後もなおその効力を有するものとされる条例第6条から第8条までの規定の適用については、第5条から第11条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。